

令和5年8月31日

第2回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和5年8月31日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第2回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	山本秀弘
〃	3番	川合 一
〃	4番	落 雅美
〃	5番	宮野秀子
〃	6番	井川和彦
〃	7番	野呂栄二
〃	9番	坂本純科
〃	11番	石岡 渡
〃	12番	梅田 徹
〃	14番	片山 裕
〃	15番	曾我貴彦
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	中岡博晃
〃	10番	土居義和
〃	13番	有田 均

4. 本日、この会議に遅刻した委員は次のとおりである。

議席番号	8番	茅根英昭
------	----	------

5. 本日、この会議に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局	長	濱川龍一
	農地係	主事	篠原 司

6. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見照会について

(開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第 2 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は 1 2 名であります。

よって、過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、1 番・中岡委員、1 0 番・土居委員、1 3 番・有田委員は所用のため、欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

また、8 番・茅根委員は所要のため、遅刻する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第 3 0 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 1 0 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 4 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

2 番・山本委員、9 番・坂本委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第 1 号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号 1 番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■■■番地、■■■■、譲受人、■■■■■■市■■■■■■番地、株式会社■■■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和 5 年 8 月 2 3 日、曾我委員、土居委員、山本委員の 3 名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第 3 条

第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、経営規模を拡大するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、5ページに記載しております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■■■番地■■、■■■■■、譲受人、■■市■■区■■■■■条■■丁目■■番■■■号、合同会社■■■■。

申請農地、■■町■■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年8月24日、落委員、中岡委員、石岡委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、財産処分のため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、6ページに記載しております。

4ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、■■市■■区■■■■■■条■■丁目■■番地■■■、■■■■■、譲受人、■■■■■■■■郡■■町■■■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和5年8月24日、落委員、中岡委員、石岡委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、財産処分のため所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、7ページに記載しております。

以上3件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、申請番号1番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、8月23日、事務局を含め、山本委員、土居委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きますして、申請番号2番、3番につきますして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番 申請番号2番から3番までの農地法第3条の規定による許可申請について、8月24日、事務局を含め、中岡委員、石岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番から3番までについては、譲渡人と新規就農する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号2番から3番までについては、取得後も機械の能力、農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

申請番号1番につきますして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きますして、申請番号2番につきますして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きますして、申請番号3番につきますして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして、一括上程されました議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

15ページをお開き願います。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた、別紙、農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和5年8月31日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

16ページをお開き願います。

農用地利用集積計画書でございます。

1、各筆明細、所有権を移転する者、余市町■■町■■番地、■■■■、所有権の移転を受ける者、余市町■■町■■番地、■■■■。

所有権を移転する土地は、余市町■■町■■番■■、外■■筆、地目、登記簿、現況とも畑、面積は■■筆計■■■■■■■■m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和5年8月31日、対価■■■■■■万円を支払期限の令和5年10月31日までに指定口座に振込むものでございます。

17ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

18ページをお開き願います。

3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

19ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

20ページをお開き願います。

申出地は、■■町にございます■■■■■■■■の向い側の色塗り部分となっております。

21ページをお開き願います。

農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上2件の計画でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に該当する必要があるとあり、決定を求められた計画内容は、要件を満たしていると考えます。

各委員におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可

と決定いたします。

続きまして、議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見照
会について農林水産課より説明)

(休憩時間 午後1時52分～午後2時00分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見
照会についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第4号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見
照会について。

このことについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、余
市町長より求められた基本構想の見直しに伴う本会意見について審議採決願
いたい。

令和5年8月31日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

23ページをお開き願います。

こちらは余市町長からの依頼文書でございます。

なお、本件につきましては、休憩中に担当課より説明させていただいた内
容と同一でありますので、説明を省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、同意いたします。
以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、こ
れをもちまして第2回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後 2 時 0 2 分)
(本会議所要時間 1 7 分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 2 番

議事録署名委員 余市町農業委員 9 番